

本市立小・中学校において教育実習に従事するにあたり、下記の「教育実習心得」に従い、意義ある教育実習成果が得られるよう望んでやまない。

## 教 育 実 習 心 得

- 1 本市立各小・中学校は、大学付属の小・中学校とその性格を異にするものであって、本来の実習校ではない。しかしながら、大学の事情により、本委員会は教育実習の意義ある目的のために快く協力するものであるから、当該学校長の経営方針や教育実習生指導方針を十分に理解し、当該学校の服務規程に従い、誠実に勤務しなければならない。
  - 2 教育は単に知識・技能を授けるものではなく、教師の人格の反映による人間形成を目的とするものであるから、常に自己研修・自己評価を怠らず、児童生徒との人間的なふれあいを大切にしなければならない。
  - 3 児童生徒の指導に当たっては、その学校の教育計画の一部を担当するものであるから、学級担任や教科担任の指導に従い、全力を挙げてその責任を果たし、児童生徒の成長・発展に尽力しなければならない。
  - 4 授業実習に当たっては、綿密な指導計画と周到な準備によって実施し、実習効果を高めるよう努力しなければならない。特に、期間内に実習効果を上げるためには、学習指導要領や学習指導法等について十分理解していることが望ましい。
- ◇ 従来の教育実習生の実習状況を省みて、特に留意しなければならない点を次に記す。
- (1) 休暇願、外出届、遅刻届等については、当該実習校の届出様式に従い、事前に学校長へ提出し、許可を得ること。
  - (2) 実習中の勤務日課表を作成し、一部を学校長へ提出しておくこと。
  - (3) 勤務開始時刻に遅れないことはもちろん、勤務終了時刻前無断で外出したり、大学との連絡に出たり、帰宅したりすることのないようにすること。
  - (4) 実習勤務中、論文提出等の名目で大学に通学する等は、完全なる教育実習にならないから、原則としてこれを避けること。
  - (5) 実習校に対する希望や意見について、良心的、建設的なものは歓迎するが、単に抽象的なものや批判のための批判、特定の思想のための意見発表等にならないように留意すること。
  - (6) 実習校の職員会議には、原則として参加できないこと。
  - (7) 学級担任の許可なくして時間外に児童生徒を集めないこと。
  - (8) 指導的地位に立つ者として、言葉遣い、身だしなみを含め全てにおいて十分自覚を持った行動をとること。
  - (9) たとえ実習生であっても教師として責任ある指導を行い、公私混同するようなことがあってはならない。
  - (10) 指導案の作成については、実習指導教諭の指導を受け、具体的な教材について綿密な検討をすること。